

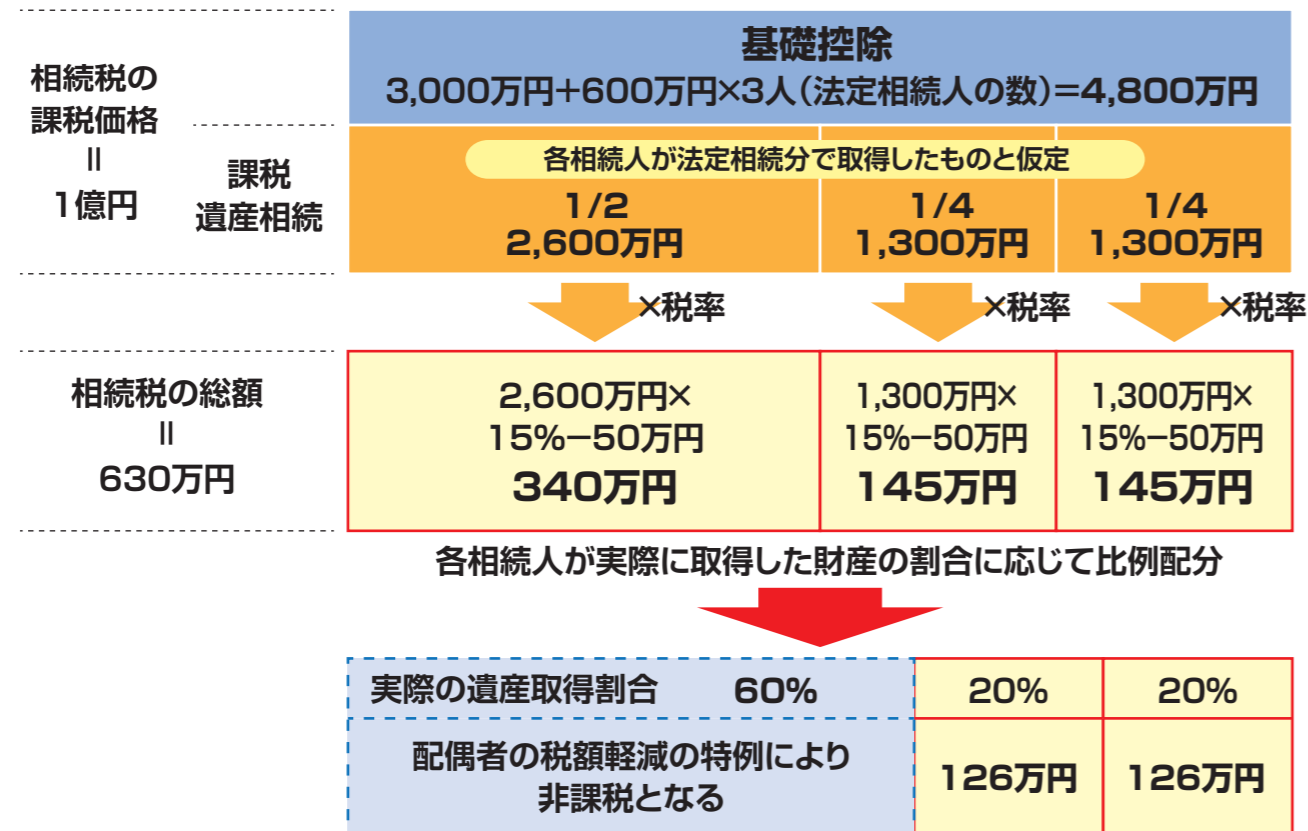
相続税の計算のしくみ

相続税の計算は次の手順により行います。

(1) 課税価格の計算

遺産の総額 - (債務 + 葬式費用) + 3年内の相続人への贈与財産 = 課税価格

(2) 相続税の総額の計算 (例) 課税価格 = 1億円 法定相続人: 妻 + 子2人 = 合計3人とします。



配偶者の税額軽減の対象となる金額

遺産のうち配偶者の法定相続分に相当する金額
1億6,000万円

いずれか多い金額

相続税の税率表	課税遺産総額(基礎控除後の金額)を、法定相続人が法定相続分により取得したものとみなした場合の金額		税率(%)	速算控除額
		1,000万円以下	10	
	1,000万円超	3,000万円以下	15	50万円
	3,000万円超	5,000万円以下	20	200万円
	5,000万円超	1億円以下	30	700万円
	1億円超	2億円以下	40	1,700万円
	2億円超	3億円以下	45	2,700万円
	3億円超	6億円以下	50	4,200万円
6億円超		55	7,200万円	

書き込み式相続税チェックシート

あなたの財産に相続税がかかるかどうか、大まかに試算してみましょう。

STEP 1 法定相続人(※1)は何人ですか?

① 人

※1 相続を放棄した相続人の数も含まれます。

STEP 2 財産の種類ごとに、大まかな評価額を把握しましょう。

② 以下の方法は財産の価額を大まかに把握する方法ですので、申告には使えません。

財産の種類	評価額の大まかな把握方法	評価額の目安	
現金	家の中にある現金	万円	
預金・貯金	通帳や定期預金証書の残高の合計額	万円	
株式・投資信託など	証券会社から送付される「取引残高報告書」に記載されている、「お預り資産の時価評価額」	万円	
不動産	※2 土地	次のいずれかの方法により大まかな評価額がわかります ・固定資産税の評価額(通知書に明細が付いています) × 1.1倍 ・路線価(国税庁ホームページで見られます) × 面積	万円 万円
	建物	固定資産税の評価額(通知書に明細が付いています)	万円 万円
その他の財産	自動車は下取価格 ゴルフ会員権は時価相場の70% 美術品は鑑定価格	万円 万円 万円	
みなし相続財産	死亡保険金	受取金額 - 500万円 × ②の人数	万円
	※3 死亡退職金	受取金額 - 500万円 × ②の人数	万円
債務控除	借入金、未払の税金や入院費、葬式費用など	▲ 万円	
相続開始の前3年以内に、又は、相続時精算課税制度により贈与された財産		万円	
合計②		万円	

※2 農地や山林など宅地でない土地については、この方法は使えません。

※3 死亡保険金、死亡退職金は受取人固有の財産ですが、相続税の課税対象となります。

STEP 3 下記の算式で、相続税がかかるかどうかを判定します。

$$\text{財産合計(②の金額)} - (\text{3,000万円} + \text{600万円} \times \text{②の人数}) = \text{課税対象額(③)}$$

課税対象額
(③の金額)が

大きなマイナス ⇒ 相続税はかからない可能性が高いです。
 ゼロに近い金額 ⇒ さらに詳しく調べてみましょう。
 大きなプラス ⇒ 相続税がかかる可能性が高いです。

税理士に
相談
しましょう